

石巻市議会災害対応指針

(平成25年10月28日議長決裁)

1 対応の基本方針

- (1) 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制を取りながら、当局が災害対応に全力で専念できるよう、必要な協力、支援を行う。
- (2) 議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する事務の統括にあたる。
- (3) 議員は、被災情報の収集を行うとともに、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に当たるよう努める。
- (4) 石巻市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）が設置された場合、会派及び議員からの当局への要望は、緊急の場合を除き、災害対策会議に提出する。

2 災害発生時の対応

【災害発生時】

- (1) 議員の対応
 - ア 議員は、市内で震度6弱以上の地震が発生したときは、自ら議会事務局へ安否と所在を連絡する。
 - イ 議員は、地域における被災者の安全の確保や、避難所への誘導等にできる限り協力する。
- (2) 議会の対応
 - ア 議会事務局は、議長及び副議長に、被害及び市の対応状況を速やかに報告する。
 - イ 議長及び副議長は、アの報告を踏まえ、又は自らの判断により、必要と認めた場合に登庁し、災害対策会議を設置するなどの対応を行う。
 - ウ 議長は、必要と認める場合、議会事務局を通じて議員の安否及び居所を確認する。

【災害対策会議設置後】

- (1) 議員の対応
 - ア 議員は、議会事務局に対し自らの居所を明らかにし、連絡体制を確立する。
 - イ 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じて災害対策会議に情報提供を行うとともに、地域の一員として避難所支援など共助の取組が円滑に行われるよう、できる限り協力する。
- (2) 議会の対応
 - ア 議長は、被災情報を収集・整理し、石巻市災害対策本部へ提供する。
 - イ 議会事務局は、石巻市災害対策本部からの情報を速やかに災害対策会議に報告する。
 - ウ 議長は、会派又は議員に対し、収集・把握した災害情報の提供を行う。
 - エ 議長は、被災の実情を踏まえ、国、県、関係機関に対し、適時適切に要望活動を行う。